

## 平成28年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 肥本

- 1 開催日時 平成28年11月4日(金) 午前14時00分～15時30分
- 2 開催場所 高知城ホール 2階小会議室
- 3 出席者 産田節雄 久武正義 楠瀬路易子 松本伸介 西村澄子  
他9名[森田課長 長岡チーフ 肥本主事(経営支援課)  
井谷主査(児童家庭課)、山下チーフ(環境対策課)、高橋主幹(都市計画課)、山崎チーフ、松本主事(道路課)、岡次長(交通規制課)]

### 4 議事

#### 【法第5条第1項 新設案件】

案件1 株式会社大屋の届出に関する審議について

(名称) m a c 東雲店【新設】

案件2 株式会社コスモス薬品の届出に関する審議について

(名称) (仮称) ドラッグコスモス土佐清水店【新設】

案件3 ダイワロイヤル株式会社の届出に関する審議について

(名称) ダイレックス青柳店【新設】

#### 【議事録】

定刻となり森田課長の司会により、平成28年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

森田課長が、本日の会議は委員5名全員が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例第6条第3項に規定する1/2以上出席の要件を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について報告を行った後、議事の進行を高知県大規模小売店舗立地審議会条例第6条第2項の規定により、本日の議長となる産田会長に引き継いだ。

産田会長が審議に先立ち、松本委員と楠瀬委員の2名を本日の議事録署名人として指名し、本人及び審議会の承諾を得た。

産田議長が、事務局に対して、議事次第1の「m a c 東雲店」における株式会社大屋の法第5条第1項の届出について説明を求め、事務局が「m a c 東雲店」について、説明を行った。

産田議長より、各委員に対して意見及び質問を募った。

---

委員	株式会社大屋の店舗でこの規模は初めてではないか。
事務局	設置者に確認したところ、その他テナント複合の店舗でこの規模は初めてのため、既存店舗の現状をふまえて対応しているとのこと。
委員	しまむらについては、建物のどの位置になるか。
事務局	売場3・4がしまむらになる。
委員	駐輪場①について、風除室の位置から近く、歩行者と駐輪場利用者の交差が生じるおそれがあり危険である。設置者からの回答では、ガードパイプの設置を行うということだが、その他駐輪場の位置をずらせないか。オープン後に問題が起こってからでは、遅いのでは。
委員	設置者からの回答について、事務局より再度報告を。
事務局	設置者から、ガードパイプの設置を行うことで利用者の交差対策をとるとの回答があった。その他、オープン後に苦情等発生した場合には誠意をもって対処すると聞いている。
委員	駐輪場①について、付帯意見とするか。
委員	利用者の安全確保のため、付帯意見としてだしていただきたい。
委員	駐輪場①に対する設置者の対応を後日報告するように。

---

産田議長より各委員に対し、これまでの審査を踏まえて、資料に示されている検討結果について意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。また、駐輪場①の位置については、安全対策の徹底を行うよう付帯意見とする。

次に産田議長が、事務局に対して、議事次第2の「(仮称)ドラッグコスモス土佐清水店」における株式会社コスモス薬品の法第5条第1項の届出について説明を求め、事務局が「(仮称)ドラッグコスモス土佐清水店」について、説明を行った。

産田議長より、各委員に対して意見及び質問を募った。

---

委員	車いす専用駐車場の台数について、設置者から基準値を満たす2台を確保するとの回答があったが、場所についてはどこに設置するのか。
事務局	駐車マスの位置については、現在1台設置を予定している隣に設置することになる。(担当コンサルから説明)
委員	設置台数については、県の条例になるのか。
事務局	高知県と土佐清水市の条例が基準となる。

---

産田議長より各委員に対し、これまでの審査を踏まえて、資料に示されている検討結果について意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

次に産田議長が、事務局に対して、議事次第3の「ダイレックス青柳店」における株式会社コスモス薬品の法第5条第1項の届出について説明を求め、事務局が「ダイレックス青柳店」について、説明を行った。

産田議長より、各委員に対して意見及び質問を募った。

---

委員	近隣のサンシャインは右折禁止にしているが、今回ダイレックス青柳店を右折禁止にしない理由はなにか。
事務局	大店立地法上、右折入出庫は原則禁止としている。しかし、高知市の道路管理課及び県警と協議をし、前面通行量が少ないことや広域の案内経路の設定が現状から乖離している(右折入出庫を禁止し、広域な迂回路を案内経路として設定した場合でも、来客者が広域の迂回路を選択し、来退店することは現実的でない)ことから、入口が分かる看板を設置し安全対策を行うことで、今回は右折入出庫を認めることにしている。近

	隣のサンシャインについては、店舗周辺に適切な迂回路があったため、前面出入口からの右折入出庫を禁止した経緯がある。
委員	汚水のグリストラップ処理については、届出に記載されているか。また、下水道に取り込むとのことだが、今後は届出に記載するように。
事務局	グリストラップ処理については、届出19ページに記載がある。また、下水道への取り込みについては、今後は届出に記載するよう指導する。

---

産田議長より各委員に対し、これまでの審査を踏まえて、資料に示されている検討結果について意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

産田議長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。